# 学校法人冲永学園 寄附行為

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人冲永学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区本町六丁目31番1号に置く。

# 第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し建学の精神に基づいた教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

- 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
  - 一 帝京短期大学 生活科学科

こども教育学科

ライフケア学科

こども教育学科通信教育課程

- 二 帝京八王子高等学校 全日制課程 普通科
- 三 帝京八王子中学校
- 四 帝京にしき幼稚園
- 五 帝京めぐみ幼稚園

## 第3章 役員及び理事会

(役 員)

- 第5条 この法人に、次の定数の役員を置く。
  - 一 理 事 五人
  - 二 監 事 二人
- 2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。 理事長の職を解任するときは、理事総数の三分の二以上の議決を要する。

3 理事(理事長を除く。)のうち一人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決 により選任する。常務理事の職を解任するときは、理事総数の三分の二以上の議 決を要する。

(理事長及び常務理事の職務)

- 第6条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 常務理事は、理事長の業務を補佐し、この法人を代表する。

#### (理事の選任)

- 第7条 理事は、次に掲げる者とする。
  - 一 帝京短期大学の学長
  - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 三人
  - 三 前各号の規定により選任された理事の過半数以上を以て選任した者 一人
- 2 前項第一号及び第二号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、 理事の職を失うものとする。

## (監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### (監事の職務)

- 第9条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - 一 この法人の業務を監査すること。
  - 二この法人の財産の状況を監査すること。
  - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会 の招集を請求すること。
  - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

- 2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間 以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せ られない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することが できる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

# (役員の任期)

- 第10条 役員(第7条第1項第一号に規定する理事を除く。この条中以下同じ。)の 任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることが できる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務 (理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

# (役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえる者が欠けたときは、一ヶ月以内に補充しなければならない。

## (役員の解任及び退任)

- 第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会において評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
  - 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
  - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
  - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。
  - 一 任期の満了
  - 二 辞任
  - 三 死亡
  - 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

## (理事の代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を 代表しない。 (理事長の職務の代理及び代行)

第14条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

# (理事会)

- 第15条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事をもって組織する。
- 3 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して 理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これ を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議 に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 第9条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、 出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## (業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない 事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理 事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任するこ とができる。

#### (議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項

について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名 (記名)押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に 記載しなければならない。

# 第4章 評議員会及び評議員

## (評議員会)

- 第18条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、十一人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議 に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する 場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、 この限りでない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

# (議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。 この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、 「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員の選任)

第20条 評議員は、次に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員(この法人の設置する学校の教員及び事務職員を含む)で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 三人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上のもののうちから、 理事会において選任した者 一人
- 三 評議員から選任された理事以外の理事 一人
- 四 この法人に功労ありたる者のうちから、理事会において選任した者 三人
- 五 この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 三人
- 2 前項第一号に規定する評議員はこの法人の役職員を退いたときは評議員の職を 失うものとする。

# (評議員の任期)

- 第21条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残 任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

# (評議員の解任及び退任)

- 第22条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の 二以上の議決により、これを解任することができる。
  - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
  - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
  - 一 任期の満了
  - 二 辞任
  - 三 死亡

#### (諮問事項)

- 第23条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を 聴かなければならない。
  - 一 予算及び事業計画
  - 二 事業に関する中期的な計画
  - 三 借入金(当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く。)及び基本 財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
  - 四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の 利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
  - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - 六 合併
  - 七 目的たる事業の成功の不能に因る解散
  - 八 解散した場合における残余財産の帰属者の選定(合併又は破産に因る解散を除

< , )

- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 寄附行為の変更
- 十一 その他この法人に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

# (評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の 状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員か ら報告を徴することができる。

# 第5章 資産及び会計

(資 産)

第25条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

- 第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

#### (基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上 やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得 て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な 信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理 事長が保管する。

(経費の支弁)

第29条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産 及び積立金から生ずる果実、保育料収入、授業料収入、その他の学生納付金収入、考 査料収入、入園料収入、入学金収入、その他の運用財産をもって支弁する。 (会 計)

第30条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第31条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で 定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分二以上 の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様 とする。

(決算及び実績の報告)

- 第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し、これにつき監事 の意見を求めるものとする。
- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に、理事長において、監事の 意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において出席理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 第34条 この法人は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した 名簿をいう)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び 寄付行為を各事務所に備えて置き、請求のあった場合には、正当な理由がある場 合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第35条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
  - 一 寄附行為も若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき 寄附行為の内容

- 二 監査報告書を作成したとき 当該報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬の支給の基準

(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を 酬等として支給することができる

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終 了後三か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

# 第6章 解散及び合併

(解散)

- 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
  - 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
  - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席 理事の三分の二以上の議決
  - 三 合併
  - 四 破産
  - 五 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第 二号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければなら ない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余 財産は、解散のときにおける理事会において出席理事の三分の二以上の議決により選 定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属す る。

(合併)

第41条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決が

なければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

# 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第42条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じな い。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

# 第8章 補 則

(責任の免除)

第43条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

# (責任限定契約)

第44条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### (書類及び帳簿の備付)

- 第45条 この法人は第34条第2項の書類の他、次の各号に掲げる書類及び帳簿 を常に事務所に備えて置かなければならない。
  - 一 役員及び評議員の履歴書
  - 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

# 三 その他の必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人冲永学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

- 1 帝京短期大学、帝京女子高等学校、帝京にしき幼稚園、帝京第一幼稚園の卒業生が年齢25歳以上になるまで当分の間第15条第1項第3号中「設置する短期大学、高等学校又は幼稚園を卒業した者」とあるを「設置する短期大学、高等学校又は幼稚園の卒業生又は在学生の父兄」と読みかえ得る。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理 事(理事長) 冲 永 キン 理 事 冲 永 荘兵衛 三 宅 正太郎 理 事 理 事 藤原 澄 雄 尾中 理 事 勝也 ナヲ 監事 鵜 殿 監 事 三宅 清 子

附則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年5月29日)から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成8年12月19日に文部大臣に認可を受け、平成9年4月1 日から施行する。
- 3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年1月7日)から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年5月8日)から施行する。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年8月17日)から施行する。
- 6 平成17年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成17年4月1日から 施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成17年12月4日)から施行する。

附則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を受けた日(平成18年3月31日)から施行する。
- 2 この寄附行為による改正後の役員の任期及び評議員の任期の規定は、この寄附行為 改正後新たに選任された役員及び評議員から適用し、この寄附行為改正前からの役 員及び評議員については、なお従前の例による。

附則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

# 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を受けた日(平成20年3月11日)から施行する。

# 附則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

## 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年10月31日)から施行する。

# 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年10月13日)から施行する。

# 附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年10月11日)から施行する。

# 附則

令和二(2020)年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、 令和二(2020)年4月1日から施行する。